

平成29年第5回山田町議会臨時会会議録（第1日）							
招 集 告 示 日	平成29年 7月26日						
招 集 年 月 日	平成29年 7月31日						
招 集 場 所	山田町役場 5階議場						
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成29年 7月31日午前10時00分				議 長	昆 暉雄
	閉 会	平成29年 7月31日午前10時39分				議 長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に 欠 席 議 員 出席 13名 欠席 0名 欠員 1名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	
	1	阿 部 幸 一	○	8	関 清 貴	○	
	2			9	阿 部 吉 衛	○	
	3	佐 藤 克 典	○	10	坂 本 正	○	
	4	黒 沢 一 成	○	11	菊 地 光 明	○	
	5	田 老 賢 也	○	12	山 崎 泰 昌	○	
	6	木 村 洋 子	○	13	吉 川 淑 子	○	
	7	尾 形 英 明	○	14	昆 暉 雄	○	
会 議 録 署 名 議 員	9 番 阿 部 吉 衛		10 番 坂 本 正		11 番 菊 地 光 明		
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事務局長	福 士 雅 子		書 記	齋 藤 絢 介		
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠	
	町 長	佐 藤 信 逸	○	長寿福祉課長	菊 池 ひろみ	○	
	副 町 長	甲斐谷 義 昭	○	健康子ども課長	野 口 伸	○	
	副 町 長	鈴 木 裕	○	建設課長	川守田 正 人	○	
	技 監	山 下 真 徳	○	建築住宅課長	芳 賀 道 行	○	
	総務課長	佐々木 真 悟	○	建築住宅課主幹	佐々木 政 勝	○	
	総務課主幹	倉 本 收 郎	○	上下水道課長	後 藤 清 悦	○	
	財政課長	古 舘 隆	○	消防防災課長	小 林 達 広	○	
	復興企画課長	甲斐谷 芳 一	○	教 育 長	佐々木 茂 人	○	
	会計管理者兼 税 務 課 長	中 屋 佳 信	○	教育次長	箱 山 智 美	○	
	農林課長	川 口 徹 也	○	生涯学習課長	白 土 靖 行	○	
	水産商工課長	武 藤 嘉 宜	○				
	町民課長	昆 健 祐	○				
議 事 日 程	別 紙 の と お り						
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り						
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り						

平成29年第5回山田町議会臨時会議事日程

平成29年7月31日（月）午前10時開会

・開 会

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 会期の決定

日 程 第 3 議案第50号 町民総合運動公園ラグビー・サッカー場人工芝新設工事の請負契約の
締結に関し議決を求めることについて

平成29年7月31日

平成29年第5回山田町議会臨時会会議録

午前10時00分開会

(議事日程等別紙)

午前10時00分開会

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

定刻になりましたので、平成29年第5回山田町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、やまだ議会だより及び広報やまだ編集のため、議場内での写真撮影、また報道機関の議場内でのビデオカメラ撮影を許可したことを申し添えます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

これより直ちに本日の会議を開きます。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山田町議会会議規則第114条により、9番阿部吉衛君、10番坂本正君、11番菊地光明君、以上3名を指名します。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第2、会期の決定をお諮りします。

会期は本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第3、議案第65号 町民総合運動公園ラグビー・サッカー場人工芝新設工事の請負契約の締結
に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（白土靖行）

議案第 65 号 町民総合運動公園ラグビー・サッカー場人工芝新設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事につきましては、これまで多くのラグビー、サッカー関係者に利用されてきました町民総合運動公園ラグビー・サッカー場を人工芝化するものであります。

それでは工事の概要についてご説明いたします。資料 2 をごらんください。ラグビー・サッカー場の平面図となっております。赤線で示しているところと新設フェンスが今回の施工箇所となります。ラグビー・サッカー場の面積 8,120 平方メートルを人工芝に新設するものです。

次に請負契約についてですが、資料 1 をごらんください。本工事は、条件つき一般競争入札により行うこととし、山田町営建設工事発注基準に基づき 6 月 13 日に町ホームページ等に掲載し入札公告を行ったものであります。その結果奥井建設株式会社、小山田電業株式会社、株式会社カネナカ、有限会社藤沢組、三好建設株式会社の 5 社からの応札があり、7 月 7 日に開札を行い、落札候補者に三好建設株式会社を指名しました。その後資格の確認を行い、7 月 10 日に落札者に決定し、7 月 12 日に仮契約を締結したところです。

契約金額は消費税及び地方消費税の額 756 万円を加えた金額 1 億 206 万円で、工期は平成 29 年 8 月 4 日から平成 30 年 1 月 15 日までとしております。

以上、提案理由と工事の概要について申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。1 番。

○1 番阿部幸一議員

落札をしたのは何回目で落札になったかちょっと教えてください。最初からの経過も全部教えてください。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

入札に関わることで、私のほうからご回答させていただきます。

本件の工事につきましては、5 月の 9 日、条件つき一般競争入札で行っております。5 月 30 日に開札を行っております。その際は 4 社の応札がございました。その開札の結果、落札候補者となるべき者がいなかったため、失格者を除く 3 社で再度入札することとなりました。その再度入札のほうは 6 月 6 日に行っております。6 月 6 日の再度入札の際には 2 社の応札がありました。そのうち、その 2 社も落札の候補者となる候補者がいなかったということで、この入札は終了しております。

その後、設計内容等を見直して改めて新たな案件として先ほど生涯学習課長がお話したとおり、6 月の 13 日に入札の広告を行い、7 月の 7 日に開札をして落札候補者が決定したという経過になってお

ります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

予算的には問題はなかったのですか。予算的に例えばあまりにも予算が低いとかそういうのがあったかないか。中身はどの程度変えたのかちょっとそれを説明してください。あんまり変わっていないという話だから。きちんとそこを説明してください。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

先ほどお話しした1回目の入札のときの5月30日の開札の関係なのですが、先ほどお話ししましたとおり4社の応札があって、3社につきましては予定価格以上になっております。予算額以上にはなっております。ほかの1社につきましては最低制限価格を下回っていたということで失格になっております。6月6日に再度入札、その失格者を除く方々で再度応札したという経過になっております。設計内容の変更ですが、今回の入札の性格からして人工芝を新設するというのがこの工事案件の大きな目的でございますので、人工芝の面積等は変更できないということでそれ以外の附帯工事の部分で見直しを行ったところでございます。具体的に言いますと、当初1回目の入札の際はフラッグポール、ゴールウエート、あとは各ベンチ等を予定していたのですが、それらを落として新たにフェンスを設計に入れて新たな案件として入札を行ったものでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

まず俺が聞いている範囲では、はっきり言って中身はそんなに変わらないと。最初と大体そんなに変わらないと。そういうようなことも聞いているのです。予算的には若干大変でなかったかなと。だから結局失格したのも出たらしいけれども、そこらをこれから吟味にやってきちんとやっていかないとだめだ。そんなに変わらないと言うから。むしろ違うほうをやったほうがいいのではないかという声も聞こえているから。その辺についてもう一度答弁してください。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

議員のご質問のとおり全体の工事費の中で見れば今回1回目で不調になったと。2回目に新たにや

るために設計を見直した部分というのは全体から見れば確かに金額的には少ない部分ではございます。ただ先ほどもお話ししましたとおり、どうしても人工芝の新設という形になりますので、この人工芝の面積を変えることができるかというところになりますと、なかなか難しい部分がございます。では入札を行う場合、不調になった場合、新たに対象者を県外まで広げて行うかというのもひとつあるかと思います。そこら辺につきましては今後の入札の執行の際、入札の状況、あとは担当課の意見等を聞きながら執行していきたいと考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。6 番。

○6 番木村洋子議員

メンテナンスの部分でお聞きしたいのですけれども、すごい立派な施設になりそうで、すごい喜んではいりますが、やはり高価な施設なので維持管理の部分で年間どれくらいかかるかという部分と何年かすれば劣化して取りかえるというときはどれくらいかかるか、何年くらい経ったらば交換になるのかその部分をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（白土靖行）

定期的なメンテナンスの部分でございますが、チップ材の補充や芝起こし等で2年に1回程度予定をしておりますが、その場合は40万ぐらいかかるのかなというふうに計算しております。あと人工芝に関しては、最低10年以上ということでメーカーのほうから聞いておりますが、15年くらい経っても使っているという情報は得ております。ただ、まだ品質がどんどん向上している段階なものですから、過去の部分の中でのそのどのくらいでの取りかえというのが今のところ情報がない形になっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

ちょっとお聞きしますけれども、1 番議員の答弁の中でちょっと腑に落ちないので確認したいと思いますが、最初の入札会には6 社が来て不調だったと。2 回目は4 社が応札してそのうち2 社があれだったけれども候補者にならなかったと。3 回目は何社でやったかわからないのですが、1 回目、2 回目で1 回目の何社で何社が失格、2 回目は何社で何社が失格して何社が該当したと。その該当した人もなぜその候補者になり得なかったかと、3 回目は何社でどうなったかをまず教えてください。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

まず5月30日開札の部分の関係ですが、4社が応札しております。3社が、金額が予定価格以下ではなかったと。1社は予定価格以下だったのですが、最低制限も下回っていたことから失格となっております。6月6日の再度入札の関係ですが、失格者を除く2社が応札しております。前回応札した業者の1社は辞退しております、その2社が当日応札しております。内容につきましては、そのとおり落札候補者になれなかったという形になっております。続きまして、設計書の内容を再度改めて新たな案件として7月の7日に開札を行っております。その際には5社が応札に応じております。その中で落札候補者が決定したという形になっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

第2回目の2社が候補者になり得なかったということは、条件つきのやつで初めから条件に合致していなかった業者が応札したということになるのですか。はっきりしないといけないし、それと最終的に7月のとき5社が応札したというのですが、その5社の中には第1回目の失格者は当然入っていないのでしょうか。当然失格者を再度応札にさせるということは地方自治法であるかどうかかわからないのですけれども、とりあえず5社の中に第1回目の失格者があるかないかも教えてください。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

6月6日の2回目の関係なのですが、1回目で4社が応札して1社が失格、3社が予定価格以上だったと。その方々に対して再度入札をご案内したと。その3社の中で・・・・・・

（「それがおかしい」と呼ぶ者あり）

○財政課長（古舘 隆）

再度入札でございますので・・・・・・

○議長（昆 暉雄）

待ってください。私語は慎んでください。

答弁してください。

○財政課長（古舘 隆）

入札制度として1回目に落札候補者が決まらなかった場合は、その参加した、応札した方々に再度入札を行うと。対象として。ということで失格者、最低制限価格以下の業者については失格になっておりますので、それを除く3社に対して再度入札を行ったと。再度入札の際、開札をしたら1社は辞

退したと。2社で行ったけれど落札候補者にはならなかったと。

（「その中身は」と呼ぶ者あり）

○財政課長（古舘 隆）

落札候補者にならなかったというのは、やはり予定価格以上であったために落札候補者になれなかったという形になります。

（「3回目は」と呼ぶ者あり）

○財政課長（古舘 隆）

3回目につきましては、3回目と言いますか設計内容を見直して新たな工事案件として公告しております。一から始めたという形になっておりますので、対象は前回と同様の業者になります。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午前10時18分休憩

午前10時37分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

議案65号に対する質疑を許します。ありませんか。11番。

○11番菊地光明議員

一応、全員協議会で内容を聞きましたので、1月15日の完成ということを強く言っていましたので、多分1月15日に完成するには変更契約や何かはしていたら無理でしょうから、一生懸命1月15日に完成させるように。あとは私が思うのには、こういう立派な施設ができると内陸からも、例えば特に冬はいろいろな方々が利用したいということで来ると思います。それに対応できるような体制づくりも、それがハード面だけではなくソフト面にも関わってくると思いますので、これらについての今後の次からもそれらについては皆さんと議論していきたいと思いますので、いずれ1月15日まで変更なく終わることを願っています。

○議長（昆 暉雄）

ご意見として承ります。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終了します。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第 65 号 町民総合運動公園ラグビー・サッカー場人工芝新設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって閉会といたします。

午前 10 時 39 分閉会